耐震助成フロー（特定緊急輸送道路沿道建築物）

手続き	各事業が<u>複数年度にわたる場合</u>は、 助成申請の前に、<u>全体設計承認申請</u>が必要です。

助成対象工事等	補強設計	耐震改修工事
全体設計承認申請（初年度のみ）	●申請書（第１号様式）　●全体設計内訳表（第１号様式の２） ●案内図　●配置図　●工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） ●見積書（年度ごとの支払い額がわかるもの）　●耐震診断結果がわかる概要	
全体設計承認通知（第２号様式）		
助成申請	●申請書（第７号様式　１面２面） ●補強設計実施見積書（内訳書含む） 〇建物の登記簿謄本（登記事項証明書） 〇申請者の住民票の写し 〇案内図・配置図・各階平面図 〇耐震診断報告書、計算書 〇現況写真（建物及び前面道路を撮影したもの） 〇建築確認通知書・検査済証の写し 〇その他（賃貸契約書の写し、共有者の承諾書 など） 〇設計に関する議事録（分譲マンのみ） 〇管理組合規約・議事録（分譲マンのみ） 〇設計者の資格を証明する書類の写し ▲法人所有の場合、法人登記	●申請書（第７号様式　１面２面） ●工事実施見積書（内訳書含む） ●耐震改修工事実施計画書（工程等） 〇建物の登記簿謄本（登記事項証明書） 〇申請者の住民票の写し 〇案内図・配置図・各階平面図・現況写真 〇耐震補強計画書、計算書と改修工事図面 〇工事費用の拠出割合を示す書類（区分所有のみ） 〇技術評定の写し 〇工事に関する議事録（分譲マンのみ） 〇改修工事の監理者の資格を証明する書類の写し 〇建築確認通知書・検査済証の写し 〇管理組合規約・議事録（分譲マンのみ） 〇その他（賃貸契約書の写し、共有者の承諾書 など） ▲法人所有の場合、法人登記 ▲耐震改修促進法の認定書の写し、当該建築確認の写し（完了時に検査済）
審査・現場調査		
助成決定通知（第８号様式）		
工事(設計)契約及び着手		
工事中間検査	**工事中間検査は、現場確認をします。（補強設計時には行いません。）** **なお、毎週水曜日が検査日となっています。（祝日のときは水曜日以前の直近の開庁日が検査日です。）**	
工事(設計)完了	●完了届（第１２号様式） ●計画策定費用の支払い証明書類 △契約書の写し △耐震補強計画書、計算書と改修工事図面 △専門機関の評定書の写し △工事費見積書（積算） △その他（評定機関との議事録 など） ▲耐震改修促進法の認定証の写し、当該建築確認の写し	●完了届（第１２号様式） ●工事費用の支払い証明書類 △契約書の写し △工事写真（施工前、中、後） △工事実施済証の写し（木造のみ） △使用材料の試験成績結果 （あと施工アンカーの引張り、鉄骨ブレースの超音波検査、コンクリート・グラウトなどの圧縮検査など） ▲耐震改修促進法の認定検査済証の写し
現場(書類)確認		
交付額確定通知（第１３号様式）		
助成金請求	●助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第１４号様式）	●助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第１４号様式） ▲委任払いの場合は第15号様式
助成金振込み		

□ 申請者が行う手続き（業者等が申請を代行する場合、委任状が必要になります）

●必須書類
〇全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は初年度のみ提出
△全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は当該年度の事業に係るもののみ提出
▲必要に応じ提出する書類

注意：上記のほか記載外の書類を求めることがあります。
〃　：耐震改修工事の実施にあたっては、助成申請のほか、法令に基づく認定行為等が必要になることがあります。

足立区建築防災課耐震化推進係
直 通：03-3880-5317
ﾌｧｯｸｽ：03-3880-5615
E ﾒｰﾙ：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

耐震助成フロー（特定緊急輸送道路沿道建築物）

手続き	各事業が<u>複数年度にわたる場合</u>は、 助成申請の前に、<u>全体設計承認申請</u>が必要です。

助成対象工事等	建替え工事	除却工事
全体設計承認申請（初年度のみ）	●申請書（第１号様式）　●全体設計内訳表（第１号様式の２） ●案内図　●配置図　●工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） ●見積書（年度ごとの支払い額がわかるもの）　●耐震診断結果がわかる概要	
全体設計承認通知（第２号様式）		
助成申請	●申請書（第７号様式　１面２面） ●工事見積書（内訳書含む） ○建物の登記簿謄本（登記事項証明書） ○申請者の住民票の写し ○案内図・配置図・各階平面図・外観写真 ○耐震診断結果報告書・計算書 ○建替え建築物の建築確認通知書の写し ○補強工事費用の見積書（内訳書含む） ○議事録の写し（分譲マンのみ） ○工事費用の拠出割合を示す書類（区分所有のみ） ○管理組合規約・議事録（分譲マンのみ） ○その他（賃貸契約書の写し、共有者の承諾書 など） ○解体業登録の写し ▲法人所有の場合、法人登記	●申請書（第７号様式　１面２面） ●工事見積書（内訳書含む） ○建物の登記簿謄本（登記事項証明書） ○申請者の住民票の写し ○案内図・配置図・各階平面図・外観写真 ○耐震診断結果報告書・計算書 ○議事録の写し（分譲マンのみ） ○工事費用の拠出割合を示す書類（区分所有のみ） ○管理組合規約・議事録（分譲マンのみ） ○その他（賃貸契約書の写し、共有者の承諾書 など） ○解体業登録の写し ▲法人所有の場合、法人登記
審査・現場調査		
助成決定通知（第８号様式）		
工事契約及び着手		
工事完了	●完了届（第１２号様式） ●工事費用の支払い証明書類 △契約書のコピー △工事写真（施工前、中、後） △既存建物の滅失登記謄本及び新築建物の表題登記 △建築確認検査済証の写し	●完了届（第１２号様式） ●工事費用の支払い証明書類 △契約書のコピー △工事写真（施工前、中、後） △既存建物の滅失登記謄本（閉鎖事項証明書） ▲転居先における住民票の写し（除却建物に住民登録があった場合）
現場(書類)確認		
交付確定通知（第１３号様式）		
助成金請求	●助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第１４号様式） ▲委任払いの場合は第１５号様式	●助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第１４号様式） ▲委任払いの場合は第１５号様式
助成金振込み		

□ 申請者が行う手続き（業者等が申請を代行する場合、委任状が必要になります）

●必須書類
○全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は初年度のみ提出
△全体設計承認（複数年度にわたる場合）を受けた場合は当該年度の事業に係るもののみ提出
▲必要に応じ提出する書類

注意：上記のほか記載外の書類を求めることがあります。
〃　：耐震改修工事の実施にあたっては、助成申請のほか、法令に基づく認定行為等が必要になることがあります。

足立区建築防災課耐震化推進係
直 通：03-3880-5317
ﾌｧｯｸｽ：03-3880-5615
E ﾒｰﾙ：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp